

低入札価格調査制度の適用範囲、
最低制限価格制度を適用する工事について

低入札価格調査制度を適用する工事の対象は、次のとおりです。

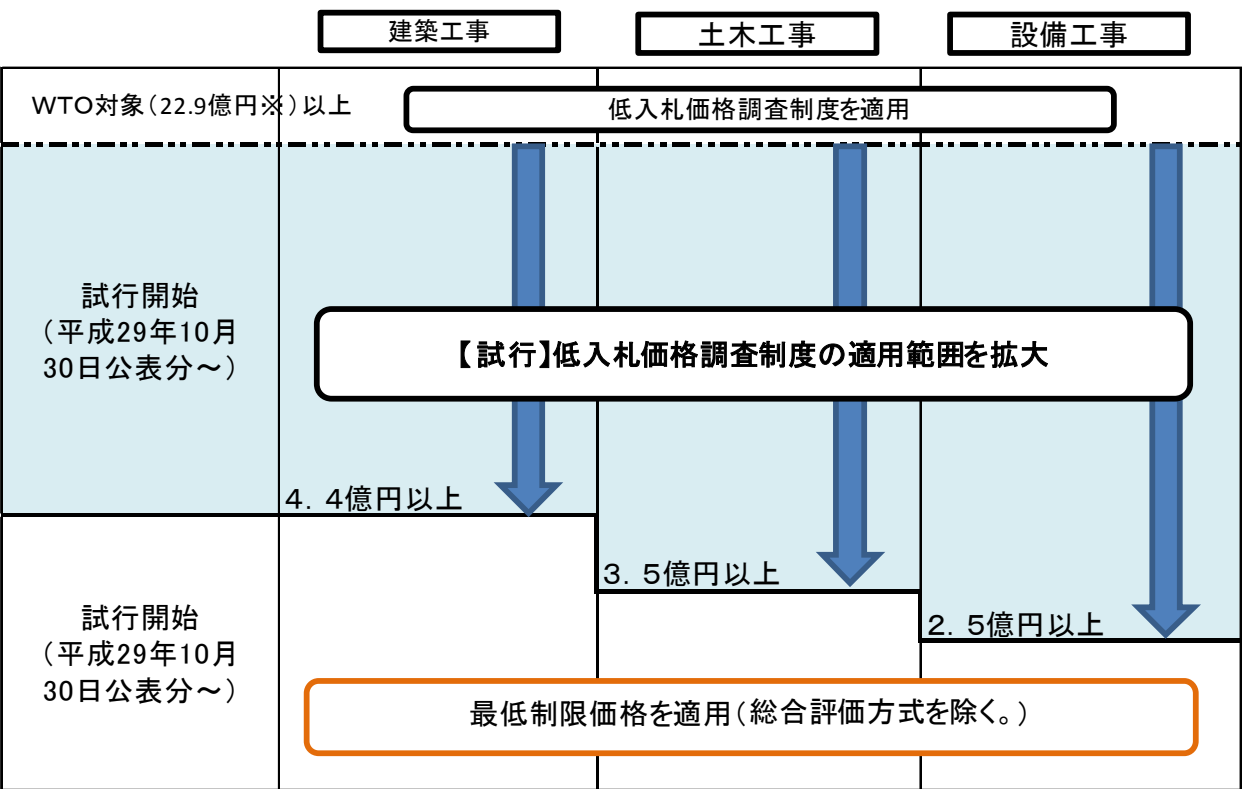
1 低入札価格調査制度の適用範囲

- 予定価格が建築工事 4.4 億円以上、土木工事 3.5 億円以上、設備工事 2.5 億円以上
- 全ての総合評価方式適用案件

2 適用開始

平成 29 年 10 月 30 日以後に公告等を行う案件から適用します。

3 概要図



※ 特定調達契約(WTO対象)の適用基準額の22.9億円は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの期間に適用

※ WTO対象未満の工事案件に最低制限価格制度を適用する臨時的措置は、平成29年10月29日で終了しています。

【問合せ先】

水道局経理部契約課(契約調整担当)

直通 03-5320-6402